



© 2000 SANRIO CO., LTD.

株式会社 **サンリオ**

証券コード：8136

第66回定時株主総会 継続会開催 ご通知

日 時 2026年7月31日（金曜日）
午後2時

場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪
国際館パミール 3階 崑崙（こんろん）

※2026年6月25日開催の「第66回定時株主総会」と同じ敷地内の別の建物となりますので、ご来場の際はご注意ください。

株主総会継続会へご出席の株主のみなさまへのお土産および、キャラクターのグリーティングはございません。

第66回定時株主総会継続会開催ご通知  

第66回定時株主総会継続会開催ご通知
第66回定時株主総会継続会の開催の経緯について
株主総会継続会ライブ配信のご案内

事業報告  

企業集団の現況に関する事項
会社役員に関する事項

その他の電子提供措置事項 

事業報告（企業集団の現況に関する事項の一部および会社役員に関する事項の一部を除くその他の事項）

連結計算書類

計算書類

監査報告書

 は、WEBで閲覧できるコンテンツです。

 は、株主の皆さまへお送りした冊子に掲載されているコンテンツです。

証券コード 8136
2026年7月16日
(電子提供措置の開始日2026年7月9日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎1丁目6番1号
株式会社 サンリオ
代表取締役社長 辻 朋邦

第66回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第66回定時株主総会継続会開催ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

なお、本継続会は2026年6月25日開催の第66回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主のみなさまは、第66回定時株主総会において議決権を行使できる株主のみなさまと同一となりますことを申し添えます。

当社ウェブサイト

<https://corporate.sanrio.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。銘柄名(会社名)または証券コード「8136」を入力・検索し「基本情報」、「縦覧書類 / PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
2. 電子提供措置事項のうち、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上での提供が可能な事項につきましては、当社ウェブサイト（<https://corporate.sanrio.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載しておりますので、株主のみなさまに交付する書面には記載しておりません。なお、本継続会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面を一律にお送りいたします。
3. 本継続会にご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、出席票をお持ちの株主以外の方はご入場いただけません。また、出席票をお忘れになりますと、受付で若干お手数をおかけすることとなりますのでご注意ください。なお、ご来場の際には、本継続会開催ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
4. 当社は本社機能を、東京都品川区大崎1丁目11番1号へ移転しておりますが、登記上の本店所在地は変更いたしません。
5. 交付書面の一部は、監査等委員会が監査した書類に該当する旨の請求に基づき、株主のみなさまに通知しております。

敬 具

記

日 時	2026年7月31日（金曜日）午後2時 (受付開始時刻は午後1時を予定しております。開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。)
場 所	東京都港区高輪3丁目13番1号 <u>グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール 3階 崑崙（こんろん）</u> (末尾の株主総会継続会会場ご案内図をご参照ください。)
目的事項	報告事項 1. 第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 ※報告事項の取扱いについては、次頁の「第66回定時株主総会継続会の開催の経緯について」をご参照ください。

以 上

第66回定時株主総会継続会の開催の経緯について

当社は、2026年6月25日開催の第66回定時株主総会（以下「本総会」といいます）の目的事項のうち、報告事項「第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下、あわせて「本報告事項」といいます）に関しまして、別途本総会の継続会（以下「本継続会」といいます）を開催し、本継続会において本報告事項をご報告申しあげるとともに、本継続会の日時および場所の決定を取締役会にご一任願うことに関しまして、本総会において株主のみなさまにお諮りし、本継続会で報告することについて、株主のみなさまからのご承認をいただきました。

この度、決算手続、当社会計監査人による当社連結業績に対する監査手続が完了しましたので、本継続会を開催し本報告事項の報告を行うため、本継続会の開催をご通知させていただくこととなりました。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主のみなさまは、本総会において議決権を行使できる株主のみなさまと同一となります。

株主のみなさまには、多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

株主総会継続会ライブ配信のご案内

株主総会継続会につきましては、当日にご自宅等からでも本継続会の模様をご視聴いただけるよう以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

配信日時：2026年7月31日（金）午後2時から株主総会継続会終了時まで

株主様専用ウェブサイト※のご案内

※Engagement Portal

本サイトでは、株主総会継続会当日のライブ視聴が可能です。

①以下のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込み、株主様専用ウェブサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

②株主様認証画面（ログイン画面）で、以下のログインIDとパスワードを入力してください。

- ・ログインID（計12桁）：4031 & 株主番号（8桁）
- ・パスワード（計11桁）：郵便番号（7桁） & 2026

※株主番号は同封の継続会出席票に記載されております。（サンプル参照）

※ログインIDについては下記の（1）から順に（3）まで左からご入力ください。

※郵便番号は2026年3月31日時点の株主名簿ご登録住所の郵便番号（7桁）です。

※なお、国内でのご登録住所がなく、常任代理人の指定がある場合は、常任代理人の郵便番号をご入力ください。

（1）4031をご入力ください。

（2）株主番号の上4桁

（3）株主番号の下4桁

※最後の（4）は入力不要です。（（1）を入力すると、グレースアウトします）

③利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

④「ログイン」ボタンをクリックしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



サンプル

第66回定時株主総会継続会出席票

お願い

1.株主総会継続会にご出席の際は、この出席票を会場受付にご提出ください。

2.この出席票はご返送いただくことができませんので、ご注意ください。

株式会社 **サンリオ**

12345678

株主番号

MUFG 三菱UFJ信託銀行

ログインIDと
パスワードを入力

Engagement Portal

ログインID

4031

1234

5678

パスワード

11桁

必須欄に同意する

ログイン

※必ず必ずご登録ください

株主様専用ウェブサイトに関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

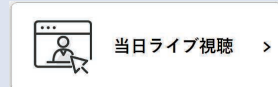


0120-676-808

（土日祝日等を除く平日午前9時から午後5時まで。ただし、株主総会継続会当日は午前9時から株主総会継続会終了時まで）

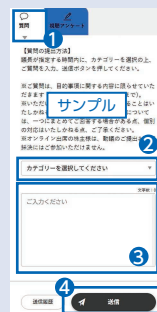
ライブ配信の視聴について

配信日時 2026年7月31日（金）午後2時
30分前からアクセス可能です。



- ① 「**当日ライブ視聴**」をクリック
- ② 利用規約をご確認のうえ、「**利用規約に同意する**」にチェック
- ③ 「**視聴する**」をクリック

ご視聴中のご質問方法



当日ライブ視聴画面内より、テキストメッセージを送信いただく形でご質問いただくことが可能です。
株主総会継続会の当日に議長が指定する時間内に下記の手順でご質問ください。

- ① 「**質問タブ**」をクリック
- ② カテゴリーを選択
- ③ ご質問を入力
- ④ 内容をご確認のうえ、「**送信**」をクリック

- ご質問は、お一人様1問のみ（200文字まで）とさせていただきます。
- ご質問は、本株主総会継続会の目的事項に関するご質問を中心に採りあげます。いただいたご質問のすべてにご回答することはいたしかねる場合がある点、同種のご質問については、一つにまとめてご回答する場合がある点、ご了承ください。

ご留意事項

- 当社は、バーチャル株主総会継続会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。これにより、ライブ配信をご視聴される株主様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねます（このような通信障害の影響を懸念される株主様は、会場でのご出席をご検討ください）。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 通信障害等その他の事情により、当社がやむを得ないと判断した場合、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会継続会の運営を一部変更、またはバーチャル株主総会継続会を中止させていただく場合がございます。当社ウェブサイトにてお知らせします。
- SNSへの公開等、本株主総会継続会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会継続会への出席とは認められません。
- インターネット参加の場合、議決権の行使および動議の提出はできません。なお、本継続会では決議事項はございません。
- インターネットからの株主総会継続会のライブ配信のご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただき、代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

＜推奨環境＞

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS ※各最新	Windows	MacOS	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資額は6,875百万円で、内訳は、日本事業が6,103百万円、欧州事業が56百万円、北米事業が3百万円、南米事業が130百万円、アジア事業が561百万円、全社資産が18百万円であります。

その主な内容は、直営店店舗の改装、出店とそれに伴う差入保証金、テーマパーク施設におけるアトラクション、レストラン等のリニューアルです。

(2) 資金調達の状況

運転資金及び設備投資資金は、自己資金により調達しました。

(3) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Sanrio, Inc.	千米ドル 34,412	100.0%	商品販売及びライセンス事業
Sanrio do Brasil Comercio e Representacoes Ltda.	千伯リアル 2,097	(100.0%)	商品販売及びライセンス事業
株式会社サンリオエンターテイメント	百万円 100	100.0%	テーマパーク事業
Sanrio (Hong Kong) Co., Ltd.	千香港ドル 1,000	100.0%	商品販売
三麗鷗股份有限公司	百万台湾ドル 177	100.0%	商品販売及びライセンス事業
Sanrio Korea Co., Ltd.	百万韓国ウォン 50	(100.0%)	商品販売及びライセンス事業
三麗鷗（上海）国際貿易有限公司	千米ドル 400	40.0% (100.0%)	商品販売及びライセンス事業
Sanrio GmbH	千ユーロ 2,019	100.0%	商品販売及びライセンス事業
Sanrio Global Ltd.	GBP 1	100.0%	商品販売及びライセンス事業
Sanrio Global Asia Ltd.	千香港ドル 10	(100.0%)	商品販売及びライセンス事業
Mister Men Ltd.	千GBP 3,500	(100.0%)	商品販売及びライセンス事業
THOIP	GBP 100	(100.0%)	商品販売及びライセンス事業
Sanrio Wave Hong Kong Co., Ltd.	千香港ドル 450	(95.0%)	商品販売及びライセンス事業
株式会社ココロ	百万円 495	100.0%	ロボット販売・賃貸事業
SANRIO SOUTHEAST ASIA PTE. LTD.	千米ドル 2,000	100.0%	商品販売及びライセンス事業

- (注) 1. () 内の数字は、間接所有を含んでおります。
2. Sanrio UK Finance Ltd.は清算中であります。
3. Sanrio Chile SpAは、2025年12月31日付で、閉鎖いたしました。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 専務取締役	辻 朋 邦 中 塚 亘	株式会社サンリオエンターテインメント代表取締役会長、株式会社ココロ代表取締役会長 社長室担当、経営戦略本部担当、ブランド管理本部担当、 グローバルサステナビリティ推進室担当、人事部担当 グローバル戦略室担当
専務取締役	大 塚 泰 之	営業本部担当、三麗鷗（上海）国際貿易有限公司 CEO Sanrio (Hong Kong) Co.,Ltd. CEO Sanrio Wave Hong Kong Co., Ltd. CEO 三麗鷗股份有限公司 CEO、Sanrio Korea Co.,Ltd. CEO SANRIO SOUTHEAST ASIA PTE. LTD. CEO
常務取締役	齋 藤 陽 史	デジタルメディア&スポーツライセンス本部、Sanrio Inc. CEO Sanrio GmbH CEO、Sanrio Global Ltd. CEO Mister Men Ltd. CEO、THOIP CEO Sanrio Global Asia Ltd. CEO
取 締 役	笹 本 裕	株式会社KADOKAWA社外取締役 DAZN Japan Investment 合同会社 CEO 兼アジア事業開発責任者
取 締 役	山 中 雅 恵	株式会社JTB社外取締役 ロート製菓株式会社取締役
取 締 役	鴨 田 視寿子	弁護士法人RITA総合法律事務所代表 エスフーズ株式会社社外取締役 ローランド株式会社社外監査役
取締役（常勤監査等委員） 取締役（監査等委員）	奥 村 信 一 大 橋 一 生	公認会計士、大橋一生公認会計士事務所所長 株式会社グラフィックデザイン社外監査役
取締役（監査等委員）	森 川 紀 代	森川法律事務所代表 株式会社東陽テクニカ社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、笹本裕氏、山中雅恵氏、鴨田視寿子氏、大橋一生氏及び森川紀代氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部統制部門と監査等委員との十分な連携を可能にするため、奥村信一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役笹本裕氏、山中雅恵氏、鴨田視寿子氏、大橋一生氏及び森川紀代氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査等委員奥村信一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員大橋一生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員森川紀代氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を備えております。
7. 岸村治良氏、秋山有子氏、David Bennett氏は2025年6月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。
8. 齋藤陽史氏は2026年5月29日付で取締役を辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、特別賞与及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

i. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

ii. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとします。

iii. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容については、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、次の方法により決定するものとします。

- ・取締役の個別報酬額の決定に先立ち、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会において審議を行い、その答申を受けること。

- ・上記答申の内容を踏まえ、当社取締役会が定める取締役報酬決定方針及び報酬水準・評価基準等に従い、代表取締役社長が取締役の個別報酬額を決定すること。

- ・なお、代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を最大限尊重するものとする。

監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとし、個別の報酬額につきましては、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会において審議を行い、その答申を受けた上で、監査等委員である取締役の協議のうえ、決議しております。

②取締役の個人別の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

i. 株主総会決議内容の概要 (限度額)	取締役（監査等委員である取締役を除く。）（基礎報酬） （うち社外取締役）	600百万円 （うち50百万円）
	取締役（監査等委員である取締役を除く。）（譲渡制限付株式報酬）	200百万円
	監査等委員である取締役	40百万円
ii. 株主総会決議日	取締役（監査等委員である取締役を除く。）（基礎報酬）	2025年6月26日
	取締役（監査等委員である取締役を除く。）（譲渡制限付株式報酬）	
	監査等委員である取締役	
iii. 株主総会決議に係る会社役員の数	取締役（監査等委員である取締役を除く。）（基礎報酬）	7名
	取締役（監査等委員である取締役を除く。）（譲渡制限付株式報酬）	4名 (社外取締役を除く)
	監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3名 (うち2名)

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬等の内容については、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、次の方法により決定するものとしております。

- ・取締役の個別報酬額の決定に先立ち、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会において審議を行い、その答申を受けること。
- ・上記答申の内容を踏まえ、当社取締役会が定める取締役報酬決定方針及び報酬水準・評価基準等に従い、代表取締役社長が取締役の個別報酬額を決定すること。
- ・なお、代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を最大限尊重するものとする。

また、報酬の決定を代表取締役社長辻朋邦に委任しておりますのは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役評価を行うには代表取締役社長辻朋邦が適していると判断したためであります。取締役会は上記の決定方針に基づく手続きを経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	特別賞与	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	446 (35)	334 (35)	2 (—)	109 (—)	10 (4)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	26 (13)	26 (13)	0 (—)	— (—)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	6 (2)	6 (2)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 期末日時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名、監査等委員である取締役は3名であります。
2. 非金銭報酬等として譲渡制限付株式報酬を交付しております。
3. 上記の報酬等のほか、退任した取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）1名に0百万円を役員退職慰労金として支給しております。

株主総会継続会会場 ご案内図

※2026年6月25日開催の「第66回定時株主総会」と同じ敷地内の別の建物となりますので、ご来場の際はご注意ください。



会場

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール 3階 崑崙（こんろん）



交通のご案内

品川駅（新幹線・JR・京急線）
高輪口より徒歩約8分

高輪台駅（都営地下鉄浅草線）
A1出口より徒歩約6分



株主総会継続会 ライブ配信

ご自宅からでも本継続会を
ご視聴いただけます。

詳細につきましては本継続会開催ご通知4～5頁をご覧ください。



ご案内

- ユニバーサルトイレは株主総会継続会会場1階（ロビー）にあります。
- エレベーターは車椅子利用に対応しております。また、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等が必要な場合には事前にご連絡をお願いいたします。
- 株主総会継続会へご出席の株主のみなさまへのお土産および、キャラクターのグリーティングはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 **サンリオ**

東京都品川区大崎1丁目6番1号 ☎ (03) 3779-8111



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

第66回定時株主総会継続会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

【事業報告】

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

対処すべき課題

企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

主要な事業内容

主要な営業所

従業員の状況

主要な借入先

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

役員等賠償責任保険契約に関する事項

社外役員に関する事項

責任限定契約に関する事項

会計監査人の状況

会社の体制及び方針

【連結計算書類】

【計算書類】

【監査報告書】

第66期（2025年4月1日～2026年3月31日）

株式会社 サンリオ

上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、株主様にご送付する書面には記載しておりません。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(当社元常務取締役による不適切な報酬受給事案に関する当社の対応について)

当社は、2026年5月29日付の「当社常務取締役の不適切な報酬受給の疑いに関する特別調査委員会の調査報告書の受領および今後の当社の対応について」で公表いたしましたとおり、特別調査委員会の調査により、当社の元常務取締役が当社の指名・報酬諮問委員会により決定された報酬とは別に、複数年度にわたり、CEOを兼任していた米国子会社(Sanrio,Inc.)から経済的利益を受領していたこと（以下、「本事案」）が判明いたしました。それらの経済的利益の総額はUS\$1,682,018（252,302,700円、1 US\$=150円にて換算）と確認されました。また、これらの給付に際しては、当該米国子会社において求められる取締役会又は報酬委員会による正式な承認手続が十分に履行されず、米国子会社の経営幹部による非公式な協議等に基づき実施され、当社に対する事前承認取得又は体系的な報告も行われておりませんでした。

なお、米国子会社及びその他子会社において、他に類似する事象は特段検出されなかったことを確認しております。

業績への影響につきましては、当該取締役に給付された上記金額は、給付が為されたそれぞれの事業年度において当該米国子会社の費用として計上済みで、当社連結業績や当該米国子会社の業績に虚偽は確認されておりません。2027年3月期においては、本事案に係る調査費用等は発生するものの、その影響は軽微となる見通しです。

本事案を受けた当社の対応といたしましては、まずは、今般の特別調査委員会の調査結果に基づき、当該取締役の報酬金額について過年度の有価証券報告書の「役員ごとの連結報酬等の総額」の項目に追記すべき金額の集計・精査が完了次第、速やかに同項目の訂正にかかる有価証券報告書の訂正報告書を提出いたします。また、当該取締役の辞任に加え、本事案の発生を厳粛に受け止め、代表取締役社長および専務取締役の報酬を一部返納いたします。

さらには、特別調査委員会による事実関係の特定、原因分析および提言等を真摯に受け止め、グループ全体のガバナンス強化に向けて再発防止策を策定し、順次実行いたします。詳細は前述の2026年5月29日の当社公表内容をご参照ください。

本事案にかかり、株主・投資家の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことをあらためて深くお詫び申し上げます。本事案を真摯に受け止め、信頼回復に向け、グループ全体で再発防止策の徹底とガバナンス強化に取り組んでまいります。

事業報告

当連結会計年度において、当社グループは3カ年の中期経営計画「不確実な成長から、安定・永続成長へ」（2025年3月期～2027年3月期）に基づき、主要施策の「マーケティング・営業戦略の見直しによるグローバルでEvergreenなIP化」「グローバル成長基盤の構築」「IPポートフォリオ拡充とマネタイズの多層化」を推し進めてまいりました。また、2025年5月には10年間の長期ビジョン「みんなを笑顔に導く灯台に-Roadmap to a World of Smiles-」を公表し、10年後の時価総額5兆円の達成に向けて様々な施策を講じております。

国内外のライセンス及び物販事業では、当社の様々なキャラクターの人気の継続したことが奏功いたしました。人気上昇中の『ハローキティ』、周年施策で認知度がさらに向上した『クロミ』や『マイメロディ』が売上高を牽引いたしました。また、2026年1月からは30周年のイベントを実施している『ポムポムプリン』が注目を集めております。

なお、サンリオグループ共通の会員サービス「Sanrio+」の会員数は2026年3月末現在で約326万人となりました。

以上の結果、売上高は1,940億円（前期比33.9%増）、営業利益は778億円（同50.3%増）、経常利益は793億円（同48.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は546億円（同30.9%増）となり、いずれも過去最高を更新いたしました。

なお、すべての海外連結子会社の決算期は1月～12月であり、当連結会計年度の対象期間は、2025年1月～12月であります。

事業報告

【報告セグメント】

(単位：億円)

		売上高				セグメント利益（営業利益）			
		前期	当期	増減	増減率	前期	当期	増減	増減率
日本	物販その他	661	824	162	24.6%	366	538	172	47.1%
	ロイヤリティ	198	311	112	56.9%				
	計	859	1,135	275	32.1%				
欧州	物販その他	1	1	0	33.6%	16	8	△7	△47.1%
	ロイヤリティ	61	113	52	86.5%				
	計	62	115	53	85.4%				
北米	物販その他	25	26	1	4.1%	88	97	8	10.0%
	ロイヤリティ	249	249	0	0.0%				
	計	274	275	1	0.4%				
南米	物販その他	0	0	△0	△2.6%	5	8	3	60.4%
	ロイヤリティ	17	32	15	86.4%				
	計	17	33	15	84.5%				
アジア	物販その他	53	124	70	132.6%	67	162	94	140.4%
	ロイヤリティ	180	256	75	42.0%				
	計	234	380	146	62.6%				
調整額		—	—	—	—	△25	△37	△11	—
連結	物販その他	741	976	234	31.7%	518	778	260	50.3%
	ロイヤリティ	707	964	256	36.3%				
	計	1,449	1,940	491	33.9%				

(注) 海外地域の子会社は、ロイヤリティ収入に対して相応の額を売上原価として著作権保有者である日本の親会社に支払っており、それを親会社は売上高として計上しておりますが、連結消去されるため、上表の日本の売上高にはその相当額は含まれておりません。セグメント利益（営業利益）には反映されております。

なお、ここに示す売上高は、外部顧客に対する売上高であり、前述のロイヤリティに限らずセグメント間売上高は内部取引高として消去しております。

① 日本：売上高1,135億円（前期比32.1%増）、営業利益538億円（同47.1%増）

1. 物販事業・ライセンス事業

物販事業は、2025年11月以降はインバウンド客数が減少したものの国内客が大幅に増加し売上高を押し上げました。特に、新規オープンした東京キャラクターストリート店（2025年11月）、原宿店（同年12月）は、店舗限定商品が人気を博すなど注目を集めました。また、販売スタッフの増員やレジの増設、自動発注システムの精度向上などによる店舗オペレーションの改善が、売上高の拡大に寄与いたしました。

ライセンス事業は、『ハローキティ』の人气が継続するとともに、2025年に周年を迎えた『マイメロディ』や『クロミ』、2026年に周年を迎えた『ポムポムプリン』が牽引し、飲料、外食、消費財、コスメ、アパレルなどの幅広いカテゴリーで売上高を大きく伸ばしました。特にシール人気の高まりを受けて関連商材

が注目を集めました。

営業損益については、売上高の大幅増加により大きく伸長いたしました。

2. テーマパーク

サンリオピューロランド（東京都多摩市）は、同施設最大の人気アトラクションである「Miracle Gift Parade」を、12月7日に「The Quest of Wonders Parade」として10年ぶりにリニューアルし話題を集めました。「カラフルピューロランド」（1月16日～3月16日）や「PUROSPRINGPARTY」（3月19日～6月2日）などのシーズンイベントが人気を博し、週末だけでなく平日にも多くのお客様にお越しいただき、購買客数・客単価が伸長し売上高を押し上げました。

ハーモニーランド（大分県）は、シーズンイベントの「HARMONYLAND CHOCOLAT×FRUIT」（1月9日～3月18日）や「Harmonyland Flower Fantasy」（3月20日～6月30日）などが集客に寄与するとともに、これらのイベントと連動した限定商品や食事メニューが好調に推移いたしました。

営業損益は、両施設ともに販売費及び一般管理費が増加したものの、売上高の増加により増益となりました。

② 欧州：売上高115億円（前期比85.4%増）、営業利益8億円（同47.1%減）

ライセンス事業は、複数キャラクター戦略の継続やグローバルブランドとの取り組みが奏功したことに加え、アパレル、玩具、美容カテゴリーを筆頭に、ほぼすべてのカテゴリーが伸張し、売上高が大幅に増加いたしました。

営業損益は、連結子会社の決算期相違による連結会社間の調整額14億円を計上したことにより、減益となりました。

③ 北米：売上高275億円（前期比0.4%増）、営業利益97億円（同10.0%増）

ライセンス事業は、2025年7月以降、関税政策を中心としたマクロ環境の変化により、不透明な状況が続いておりますが、『ハローキティ』に次ぐキャラクターとして育成中の『クロミ』をハロウィーンイベントでクローズアップし話題を集めるとともに、SNSやYouTubeによる複数キャラクターの露出を継続的にを行い、当社キャラクターの認知度向上を図りました。また、デジタルカテゴリーは、主要ゲームタイトルの配信プラットフォームの拡大やコンテンツのアップデート、販売チャネルの増加により、売上高拡大及び認知度向上に貢献いたしました。

ブランド価値向上と顧客接点拡大に向け、プロスポーツリーグのMLB（野球）やNHL（アイスホッケー）、NBA（バスケットボール）などのスポーツイベント、F1アカデミーやカルチャーイベントにも参加いたしました。

営業損益は、売上高の増加により増益となりました。

④ 南米：売上高33億円（前期比84.5%増）、営業利益8億円（同60.4%増）

南米全体では、ライセンス事業において、アパレル、ヘルス&ビューティ、文具、アクセサリ、バッグカテゴリーが好調に推移いたしました。また、50周年の『マイメロディ』や20周年の『クロミ』、『シナモロール』など様々なキャラクターの人气が高まり、大手グローバルライセンシーでの幅広い商品展開に繋がっており、売上高を押し上げました。

メキシコは、通学用のバッグが好調のバッグカテゴリーや、10代向けの学用品などが人気を博した文具カテゴリーが好調に推移いたしました。ブラジルは、大手製薬会社とのコラボレーションによりリップクリームがヒットしたヘルス&ビューティカテゴリー、『クロミ』や『ハローキティ』の人気の高まりを受け、好調のアパレルカテゴリーなどが売上高の増加に貢献いたしました。

営業損益は、売上高の増加に伴い伸長いたしました。

⑤ アジア：売上高380億円（前期比62.6%増）、営業利益162億円（同140.4%増）

中国は、ライセンス事業において、トイ&ホビーやアパレル・アクセサリ、企業特販カテゴリーが好調に推移いたしました。複数キャラクター戦略が奏功し、『ハローキティ』だけでなく、『クロミ』や『マイスイートピアノ』などの様々なキャラクターも人気を博しました。物販事業は、上海や北京などの大都市を中心に新店舗をオープンするとともに、地域限定商品の展開が話題を集め、売上高が大幅に増加いたしました。

韓国は、ライセンス事業において、『ハローキティ』や『ポチャッコ』が注目を集め、ヘルス&ビューティ、企業特販、玩具カテゴリーが好調に推移いたしました。

台湾は、ライセンス事業において、ヘルス&ビューティ、アパレルカテゴリーが好調に推移いたしました。複数キャラクター戦略が奏功し、周年キャラクターの『マイメロディ』に加え『シナモロール』の人気の高まりました。

香港・マカオ地区は、ライセンス事業において、金融機関や地方自治体と取り組みを行った企業特販カテゴリーが、売上高の増加に貢献いたしました。

東南アジアは、ライセンス事業において、玩具ライセンシーとの複数地域展開などが奏功し、売上高の増加に寄与いたしました。『ハローキティ』の人気の継続するとともに、玩具や食品カテゴリーにおいても複数のキャラクターが採用され、売上高が伸長いたしました。

営業損益は、アジア全体においての売上高増加に伴い伸長いたしました。

(2) 対処すべき課題

① ボラティリティ（業績の変動性）が高いことへの対応

当社グループはこれまで、『ハローキティ』をはじめとしたキャラクターをブランドとして育て、他社にライセンスし、また、ギフト商品の企画・製造・販売を行うことで利益を獲得し事業を拡大してまいりました。その主たる収益獲得の要因は商品化権ビジネス、いわゆるプロダクトライセンスであり、『ハローキティ』を中心とするものでした。また、2015年3月期から2021年3月期まで7期連続で営業減益となるなど、過去の歴史において業績のアップダウンを繰り返してきました。その大きな要因の一つが、欧州・米州におけるプロダクトライセンスと、『ハローキティ』中心のビジネス展開に偏ったことであったと考えております。

しかしながら、2022年3月期以降は複数キャラクター展開が奏功し業績がV字回復し、2026年3月期におきましては、3期連続で過去最高の営業利益を更新するなど大きな飛躍を遂げることができました。今後も成長を止めることなく、ボラティリティ（業績の変動性）の小さい事業体制を確立することを経営課題として認識しております。

業績を安定化させるには、欧米での話題性を高めること、成長をストック化させていくこと、キャラクターをはじめとするIPの属性の幅を広げていくことが必要だと考えています。欧米での話題性を高めるために映像等の投資を行ってまいります。成長をストック化させていくためにファンのエンゲージメントを高めロイヤリティを向上するための取り組みを実施してまいります。IPの属性の幅を広げるために従来以上に機能を強化し、他社IPやクリエイターを巻き込み、IPプラットフォームを構築してまいります。

② マーケティング・営業戦略の見直しによるグローバルでEvergreenなIP化

当社グループが今後長期安定成長を図る上では、IPが外的要因に依拠したブームに左右されることから脱却し、当社IPの“ブランディングを変える”ことが重要と認識しております。特に海外ではボラティリティに耐える基盤がなかったことから、マーケティング・営業戦略を見直し、グローバルでEvergreenなIP化を実現してまいりたいと考えております。当社のIPが外的要因のブームに左右されない、市場の中で常に認知や好意度が新鮮で維持され続ける状態を創ることを通じて市場の環境変化に耐える持続的なブランド価値を有するIPの育成に注力してまいりたいと考えております。“ブランディングを変える”取り組みとして、大型周年イベントなどの「グローバルコンテンツへの投資」や、動画配信チャンネルとの取り組みとして「グローバルプラットフォームとの連携」、グローバルのキャラクター横断マーケティングなどの「グローバル規模でのブランディング監修の強化」、海外各地域のニーズを起点とした「現地デザイン／現地クリエイティブの強化」を中心とする施策を実行してまいります。

③ グローバル成長基盤の構築

当社グループが今後長期安定成長を図る上では、北米地域や中国を中心としたアジア地域のさらなる事業拡大、現地マネジメントの強化、欧州市場の再成長、そしてインド、東南アジア、アフリカなどの新規市場の開拓を実行していくことが求められます。海外展開の強化には、グローバルな視点によるマネジメント体制の構築、市場の変化に対応し当社の経営資本を適切にアロケートできる財務戦略及びグループガバナンスの確立が不可欠と考えております。

また、海外戦略の遂行を支えていく上で、「グローバル人材」「クリエイティブ人材」の創出といった「人的基盤の構築」、さらに、海外におけるM&Aや資本提携を含む非連続投資、またその投資を適正に測る仕組みをグローバルに導入し、当社に不足しているリソースを積極的に具備していく「攻めの財務とガバナンス」という大きな2つの成長基盤を構築することを課題として認識しております。

④ IPポートフォリオ拡充とマネタイズ多層化

当社グループでは、業績のボラティリティの主因を「海外におけるキティ構成比の高さ」「グッズ中心」という「価値提供の狭さ」にあると分析しており、ボラティリティの小さい長期成長の実現には、IPポートフォリオ拡充とマネタイズの多層化が不可欠であり、IPの提供価値の幅とマーケット／ターゲットの幅を広げていく取り組みが必要と考えております。

IPの提供価値の幅を広げていく取り組みに関しては、これまでの「グッズ中心」から、推し活等の付加価値提供、映像・ゲーム接点でのストーリー型IPの確立、教育・リアル体験等を通じたIP体験の創出といったグッズに依拠しない価値提供へと広げていくことを考えております。

また、マーケット／ターゲットの幅を広げていく取り組みに関しては、サンリオキャラクターのマルチIP展開の他、UGX*を活用した創作支援・二次創作関連事業の創出、マーケット起点の新規IP創造、キッズ・男児などの空白セグメントの開拓を進めてまいります。

上記を通じて創造とプロデュースの幅をさらに広げ、IPポートフォリオとマネタイズの幅を広げることを考えて取り組んでまいります。

*UGX: User Generated X の略称 : User Generated Content, User Generated intellectual propertyなどの総称

⑤ ダイバーシティ・マネジメントの活用

当社グループは130の国と地域にキャラクタービジネスを展開しており、今後もさらに地域を広げていこうと考えております。また、キャラクタービジネスは年齢に関係なくマーケットが広がっており、ダイバーシティの考えに根差した商品開発と企業との密接な協業が必須となると考えております。一方で、地域・文化・思想で分断された戦略ではグローバルな人材の確保、商品の流れ、流行への迅速な対応が困難となります。そこで、グローバルに一体化した情報管理システムとダイバーシティ・マネジメントによるマーケティング体制と連結グループ経営の確立が必須と認識しております。

(3) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第63期 (2023 年 3 月 期)	第64期 (2024 年 3 月 期)	第65期 (2025 年 3 月 期)	第66期 (2026 年 3 月 期)
売 上 高	72,624	99,981	144,904	194,088
経 常 利 益	13,724	28,265	53,453	79,335
親会社株主に帰属する当期純利益	8,158	17,584	41,731	54,608
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	6.75円	14.62円	35.32円	45.33円
総 資 産	100,704	156,062	202,406	234,684
純 資 産	56,295	64,897	107,608	155,971
自 己 資 本 比 率	55.6%	41.4%	52.9%	66.4%

(注) 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第63期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第63期 (2023 年 3 月 期)	第64期 (2024 年 3 月 期)	第65期 (2025 年 3 月 期)	第66期 (2026 年 3 月 期)
売 上 高	50,049	68,160	97,416	131,160
経 常 利 益	8,459	38,057	31,485	48,572
当 期 純 利 益	5,124	32,708	25,643	34,822
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	4.24円	27.19円	21.71円	28.91円
総 資 産	59,114	115,085	128,978	131,070
純 資 産	28,557	48,488	68,351	93,509
自 己 資 本 比 率	48.3%	42.1%	53.0%	71.3%

(注) 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第63期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(4) 主要な事業内容

当社グループは、主にキャラクターの使用許諾業務、ギフト商品の企画・販売、テーマパーク事業等を営んでおります。国内においては当社及び国内連結子会社が、海外においては欧州（主にイタリア・フランス・スペイン・ドイツ・英国）、北米（主に米国）、南米（主にブラジル・チリ・ペルー・メキシコ）、アジア（主に香港・台湾・韓国・中国・シンガポール）の各地域を現地連結子会社がそれぞれ担当しております。当社及び各連結子会社はそれぞれ独立した経営単位であり、取扱う商品等について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

(5) 主要な営業所

本社	東京都品川区大崎1丁目11番1号		
国内事業所			
ディストリビューションセンター	(東京都あきる野市)		
関西事業所	(大阪市淀川区)		
直営店	ギフト商品販売店	99店	
	レストラン	3店	

(6) 従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
1,423名	215名	37歳10ヶ月	12年1ヶ月

- (注) 1.従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、常務執行役員及び臨時雇用者（定年後の再雇用、嘱託、契約社員、アルバイト）は含めておりません。
- 2.当事業年度より、人事制度改革の一環として雇用区分の新設及び雇用制度の見直しを実施したことにより、従業員の範囲を正社員及び専門正社員に変更しております。
- 3.従業員数は、当事業年度より従業員の範囲を正社員及び専門正社員に変更したことに伴い、前事業年度と比較して増加しております。
- 4.専門正社員は、従来、複数の雇用区分に分かれて専門的な領域の業務（販売業務等）に専従していた従業員について、全体的な制度見直しを行い、第66期に新設された雇用区分です。
- 5.前期末比較増減にあたっては、前事業年度の数値を当事業年度の基準に組み替えて再算定し、比較をおこなっております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		普通株式	議決権比率
	百万円	千株	%
株式会社三菱UFJ銀行	2,315	—	—
株式会社三井住友銀行	1,360	—	—
株式会社みずほ銀行	1,030	—	—
株式会社山梨中央銀行	466	1,517	0.6

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	930,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	255,408,303株
	(自己株式 12,919,363 株)	
(3) 株主数	普通株式	250,544名
(4) 大株主の状況		

株 主 名	持 株 数	持株比率
	普通株式	
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,310	9.6
清 川 商 事 株 式 会 社	19,714	8.1
株 式 会 社 バ ン ダ イ ナ ム コ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	11,100	4.6
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	11,003	4.5
光 南 商 事 株 式 会 社	7,832	3.2
辻 友 子	5,134	2.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,062	1.7
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	3,609	1.5
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	3,031	1.3
JP MORGAN CHASE BANK 385642	2,742	1.1

（注） 1. 持株比率は、自己株式（12,919,363株）を控除して計算しております。
2. 当社は株式会社バンダイナムコホールディングスの株式435,900株を所有しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した譲渡制限付株式報酬に係る株式の種類及び数並びに交付対象者の数は次のとおりであります。

会社役員区分	株式の種類及び株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	当社普通株式 16,900	3

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

2023年11月28日開催の取締役会決議に基づき発行した2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の総数	3,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数
新株予約権の行使期間	2023年12月28日から2028年11月30日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなり、保険料は、株主代表訴訟敗訴時相当保険料（全体の保険料のうち約6%）を除き、当社が負担しております。

(2) 社外役員に関する事項

	重要な兼職先と 当社との関係	取締役会、監査役 会及び 監査等委員会へ の出席状況	当事業年度における主な活動状況
取締役 笹 本 裕	株式会社KADOKAWA社外取締役 DAZN Japan Investment 合同会社 CEO 兼アジア事業開発責任者 開示すべき関係はありません。	取締役会88.9% (16回/18回)	Eコマース、ネットビジネスに関する経営経験と知見に基づき、当社の経営上有用な発言を行っております。
取締役 山 中 雅 恵	株式会社JTB社外取締役 ロート製薬株式会社取締役 開示すべき関係はありません。	取締役会100% (18回/18回)	ソリューションビジネスの経営経験及びジェンダー目線の知見に基づき、当社の経営上有用な発言を行っております。
取締役 鴨 田 視寿子	弁護士法人RITA総合法律事務所代表 エスフーズ株式会社 社外取締役 ローランド株式会社 社外監査役 開示すべき関係はありません。	取締役会100% (18回/18回)	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 大 橋 一 生	大橋一生公認会計士事務所所長 株式会社グラフィックデザイン社外監査役 開示すべき関係はありません。	取締役会100% (18回/18回) 監査役会 100% (4回/4回) 監査等委員会 100% (10回/10回)	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 森 川 紀 代	森川法律事務所代表 株式会社東陽テクニカ 社外監査役 開示すべき関係はありません。	取締役会100% (18回/18回) 監査役会 100% (4回/4回) 監査等委員会 100% (10回/10回)	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査等委員である取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額を当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

- ①その在職中に職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算出される額に、2を乗じて得た額
- ②新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算出される額

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

57百万円

②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

71百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬実績、他社の監査報酬水準を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるサステナビリティ情報開示に関するアドバイザリー業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を監査等委員の過半数の同意に基づき、株主総会の議案とするよう取締役会に提案いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

当社の重要な子会社のうち、海外子会社はいずれも当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) サンリオ・コンプライアンス憲章を始めとするコンプライアンス体制に係る規程を当社及びグループ各社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。
 - (2) サンリオ合同コンプライアンス委員会は、サンリオ合同コンプライアンス委員会規程に基づき、当社内部管理本部本部長を委員長、社外独立委員等を委員とする体制とし、当社及びサンリオグループ全体のコンプライアンス体制の整備、徹底を図る他、公益通報者保護規程に基づき運営される相談窓口等を活用して問題点の把握に努める。
 - (3) コンプライアンスに係る問題については、コンプライアンス室が調査・起案のうえ、サンリオ合同コンプライアンス委員会がこれを審議し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - (4) 内部監査室は、サンリオ合同コンプライアンス委員会と連携の上、サンリオグループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - (1) 取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報（文書または電磁的な記録を含む。以下、文書等という）は「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保存し、管理されるものとする。
 - (2) 取締役及び監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、財務、不正、コンプライアンス、業務運営、情報セキュリティ、災害、風評に係るリスクについては、内部管理本部本部長を委員長とするリスク管理委員会にて定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な対応方針を決定し、管理体制の整備等に活用するとともに、その内容を取締役会へ報告する。
 - (2) リスク管理委員会は、サンリオ合同コンプライアンス委員会と連携しグループ各社に対し、当社のリスク管理情報を展開してリスク管理の支援、援助を行い、グループ各社から定期的な報告を受け、必要な方針を決定し管理体制の整備統制に活用するとともに、その内容を取締役会に報告する。
 - (3) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする経営危機対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含むチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
 - (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
 - (5) 内部監査室は、グループ全体及び各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限・意思決定ルールについては、取締役会規則、組織・職制規程、業務分掌規程、権限規程、稟議規程、その他の社内規程に定めるところに従う。
- (2) 取締役会は、当社及びグループ各社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、各部門担当取締役は、その目標達成のために、各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。取締役会は必要に応じIT等を活用して、定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とし、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務の効率的な執行については、業務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (4) グループ各社においても、社内規程を定め、グループ各社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保する。

5. その他当社及びグループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社内部管理本部担当取締役を統括責任者とする内部統制プロジェクト運営委員会は、当社グループ全体の内部統制を網羅的・総括的に管理し、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を整備、運用する。
- (2) 当社における各部門担当取締役及びグループ各社の取締役は、各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (3) グループ各社の取締役は、関係会社管理規程に基づき、職務執行に係わる事項について、当社の所管取締役に報告を行うものとする。
- (4) 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部統制評価を実施し、その結果を当社内部管理本部本部長、監査等委員及びグループ各社を所管する担当取締役に報告し、内部管理本部本部長、監査等委員は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員は、監査業務を補助すべき者が必要であると認めたときは、総務部その他使用人の中から若干名を指名して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (2) 監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、当該部門を担当する取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- (3) 現に監査業務を補助する使用人の人事異動については、人事担当取締役は、監査等委員会の同意を事前に得るものとする。

7. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社及びグループ各社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して法定の事項（会社法第357条）に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、相談窓口への通報状況及びその内容をすみやかに報告する。前記に関わらず、監査等委員は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (2) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法によるものとする。
- (3) 監査等委員に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、取締役会、予算会議、経営会議その他の重要な業務執行の会議に出席し、必要に応じて説明を求めることができるものとする。
- (2) 代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等を通じて、意思の疎通を図るよう努めるものとする。
- (3) 各部門担当取締役及び使用人は、監査等委員が行うヒヤリングに対し、積極的に協力する。
- (4) 監査等委員会が、必要に応じて独自に専門の弁護士、会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を受け、る機会を保障する。
- (5) 監査に必要な費用については、当社が負担する。

9. 内部統制システムの継続的改善

取締役会は、前各項の内部統制システムを含む内部統制システムの継続的な整備、改善に努めるものとする。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な内部統制の整備・運用を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、(1)に記載した「業務の適正を確保するための体制」を取締役会で決議し、これに基づき、内部統制システムを整備、運用しております。当該決議に記載された各委員会、部門の運用状況は以下のとおりであります。

独立役員等を委員に含むサンリオ合同コンプライアンス委員会につきましては、コンプライアンス室が事務局となり半期に一度開催し、当社及びサンリオグループ全体のコンプライアンス推進状況についての確認・議論を行う他、グループ全体のコンプライアンス意識向上を図るための取り組みを促進しております。また、コンプライアンスが問題となる事案が発生する都度、分科会を開催のうえ協議しておりますが、重要度・優先度に応じて、臨時コンプライアンス委員会を招集できる体制としております。さらに年に一度グループ全社で自己点検を行っているほか、グループ全社員向けにコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透と向上を図っております。

同じく、独立役員等を委員に含むリスク管理委員会につきましては、コンプライアンス室が事務局となり半期に一度開催し、リスクの洗い出し、日常のモニタリング等を行い、結果を取締役会に報告しております。

内部監査部門である内部監査室は、日常的に監査テーマを決めて内部監査を行い、結果を取締役会、監査等委員会、リスク管理委員会、及び関係取締役へ報告しております。

内部統制プロジェクト運営委員会につきましては、プロジェクトメンバーを必要の都度招集し、当期の内部統制の進捗度合、スケジュール、問題点の検討を行い、業務の適正の確保に遺漏のないよう協議しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は経営の基本理念である「みんななかよく」の精神に基づく「思いやり」と「友情」の思いを込めたキャラクター商品とアニメ等のキャラクターコンテンツを通して世界中を「仲良し」でいっぱいにすることを全社一丸となり目指しております。当社の基本的行動指針は、「人の嫌がることは決してしない」、「争いからは何も生まれない」、「常に思いやりと感謝の気持ちで対応する」ことであります。国内外においてサンリオブランドは、このような世界観の中で築かれているものと考えております。この考え方を、世界中に広めるために協力してくださる企業や仲間が増えることは当社の望むところであります。

しかしながら、そのような当社に対して、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」を意図する者が現れた場合には、以下3点を基本方針として対応いたします。

- ①まずは相手の真意を確かめること
- ②上記の当社の基本的な考え方を理解していただくことに努めること
- ③以上について、充分期間を設けて、適宜開示して広く株主をはじめとするステークホルダーの意見を聞くことを基本方針といたします。

具体的には、当社株式の大量取得を目的とする買付行為（または買収提案）が行われる場合、それに応じることか否かは最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、それが当社の企業価値を高め株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

ただし、大量な株式を買付ける者の中には、目的、手法からみて明らかに企業価値、もしくは株主の共同利益を損なうものもあります。たとえば、目先の利益を優先した当社の財産の切り売り等による重要な資産の流出、当社企業ブランドを損なう事業へのキャラクター資産の利用、コンプライアンス欠如によるキャラクターのイメージダウン等であります。

このような買付行為が行われる場合には、株主の皆様から当社の経営を負託された者の責務として、当該買付者の事業内容や将来の事業計画並びに過去の投資行動や当該買付の進め方等から当該買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し判断すると共に、株主の皆様に十分な情報開示に努める必要があると認識しております。

現在、当社株式についてかかる買付行為に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としてそのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかし、当社としては当社株式の取引や株主の異動状況等を常に注視すると共に、有事への対応に備えたプランを策定し、かかる買付行為を企図する者が出現した場合には直ちに、法令及び当社の定款によって許容される範囲内において当社として最も適切と考えられる措置を講じる所存です。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案のうえ、連結配当性向30%以上を目安とし安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。上記方針のもと、このたび公表した当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が前回の予想を上回り、546億円を計上したことに基づき、期末配当に関しましては、前回予想の1株当たり35円から3円増配の1株当たり38円とさせていただきます。これにより、年間の1株当たり配当金は前回予想の1株当たり66円から3円増配の1株当たり69円となり、前期の1株当たり53円から16円の増配となります。

- (注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I. 流 動 資 産	168,567	I. 流 動 負 債	51,393
現 金 及 び 預 金	125,433	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,517
受 取 手 形	346	短 期 借 入 金	3,942
売 掛 金	25,152	リ ー ス 債 務	1,069
商 品 及 び 製 品	11,240	未 払 金	16,097
仕 掛 品	27	未 払 法 人 税 等	11,774
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	552	契 約 負 債	6,779
未 収 入 金	2,406	賞 与 引 当 金	1,987
そ の 他 金	3,553	株 主 優 待 引 当 金	95
貸 倒 引 当 金	△145	ポ イ ン ト 引 当 金	16
		そ の 他	5,113
II. 固 定 資 産	66,117	II. 固 定 負 債	27,319
有 形 固 定 資 産	19,985	転換社債型新株予約権付社債	7,251
建 物 及 び 構 築 物	6,037	長 期 借 入 金	2,744
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	268	リ ー ス 債 務	4,009
工 具 器 具 備 品	2,534	繰 延 税 金 負 債	8,930
土 地	6,324	長 期 預 り 金	721
リ ー ス 資 産	4,616	長 期 未 払 金	2,270
建 設 仮 勘 定	203	退 職 給 付 に 係 る 負 債	970
無 形 固 定 資 産	6,629	そ の 他	420
投 資 そ の 他 の 資 産	39,502	負 債 合 計	78,713
投 資 有 価 証 券	8,490	(純資産の部)	
長 期 貸 付 金	8	I. 株 主 資 本	135,202
差 入 保 証 金	2,888	資 本	10,261
繰 延 税 金 資 産	2,648	資 本 剰 余 金	17,245
退 職 給 付 に 係 る 資 産	22,164	利 益 剰 余 金	132,411
そ の 他 金	3,930	自 己 株 式	△24,716
貸 倒 引 当 金	△629	II. その他の包括利益累計額	20,583
		その他有価証券評価差額金	69
		為 替 換 算 調 整 勘 定	10,288
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	10,224
		III. 非支配株主持分	185
		純 資 産 合 計	155,971
資 産 合 計	234,684	負 債 ・ 純 資 産 合 計	234,684

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			194,088
売上原価			44,025
販売費及び一般管理費			150,062
営業利益			72,203
受取配当金			77,859
受取替組の利益			
受取事業組合運用	1,261		
受取投資事業	83		
受取事業組合運用	201		
受取事業組合運用	27		
受取事業組合運用	494		2,068
営業外費用			
支払外払手解の利益	185		
支払外払手解の利益	238		
支払外払手解の利益	97		
支払外払手解の利益	71		592
特別利益			79,335
特別利益			
特別利益	0		0
特別利益	88		
特別利益	7		96
税金等調整前当期純利益			79,239
法人税、住民税等	22,147		
法人税、住民税等	2,177		24,324
当期純利益			54,914
非支配株主に帰属する当期純利益			306
親会社株主に帰属する当期純利益			54,608

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2025 年 4 月 1 日 残 高	10,261	4,638	93,238	△17,630	90,508
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△15,434	—	△15,434
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	54,608	—	54,608
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△15,000	△15,000
自 己 株 式 の 処 分	—	13,571	—	7,914	21,486
連結子会社株式の追加取得 による持分の増減	—	△965	—	—	△965
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額の合計	—	12,606	39,173	△7,085	44,693
2026 年 3 月 31 日 残 高	10,261	17,245	132,411	△24,716	135,202

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2025 年 4 月 1 日 残 高	785	8,154	7,583	16,522	576	107,608
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△15,434
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	54,608
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△15,000
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	21,486
連結子会社株式の追加取得 による持分の増減	—	—	—	—	—	△965
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△715	2,134	2,641	4,060	△390	3,669
連結会計年度中の変動額の合計	△715	2,134	2,641	4,060	△390	48,363
2026 年 3 月 31 日 残 高	69	10,288	10,224	20,583	185	155,971

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社等の状況

連結子会社等の数	16社
主要な連結子会社等の名称	Sanrio, Inc. (米国法人) Sanrio GmbH (ドイツ法人) 三麗鷗 (上海) 国際貿易有限公司 (中国法人) (株)サンリオエンターテイメント

なお、前連結会計年度まで連結子会社であったSanrio Chile SpA. (チリ法人) は、2025年12月に閉鎖したため閉鎖日までの、Sanrio UK Finance Ltd. (英国法人) は、2025年9月に清算手続きに移行したため清算決議日までの損益計算書のみ連結しております。

(2) 非連結子会社等の状況

主要な非連結子会社等の名称	(株)サンリオエンタープライズ
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社等の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況	
主要な会社の名称	(株)サンリオエンタープライズ
持分法を適用しない理由	

各社は当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSanrio Korea Co., Ltd.、Sanrio GmbH、三麗鷗 (上海) 国際貿易有限公司、Sanrio, Inc.、Sanrio (Hong Kong) Co., Ltd.、三麗鷗股份有限公司、Sanrio do Brasil Comercio e Representacoes Ltda.、Sanrio Wave Hong Kong Co., Ltd.、Sanrio Global Ltd.、Mister Men Ltd.、THOIP、Sanrio Global Asia Ltd.、SANRIO SOUTHEAST ASIA PTE. LTD.の事業年度の末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては事業年度の末日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結計算書類

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

主として個別法に基づく原価法

原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社の物流倉庫及び1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、(株)サンリオエンターテイメント及び海外子会社は主に定額法を採用し、それ以外については定率法を採用しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、当社及び主要な連結子会社は支給見込額に基づき計上しておりますが、一部在外連結子会社では賞与支給制度がないため引当金は設定しておりません。

③株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ポイント引当金

将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約に基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品の納品時において、商品又は製品に対する支配が顧客に移転すると判断しておりますが、国内取引については、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

ライセンス事業における取引種別は、大きく「証紙ライセンス方式」、「報告ライセンス方式」及び「期間ライセンス方式」の3種に大別されます。「証紙ライセンス方式」は、当社グループが許諾を行った証として、許諾製品に直接貼付する証紙を発行するライセンスの方式で、商品又は製品の販売に係る収益と同様に証紙の出荷をもって、実出荷数に応じて収益を認識しております。「報告ライセンス方式」は、事前に承認された企画に基づき製造・販売された許諾品に関し、報告された実製造数や販売数に対してロイヤリティが発生するライセンスの方式で、ライセンシーより提出される「ロイヤリティ報告書」に記載の製造・販売報告数に基づいて計算された収益を認識しております。「期間ライセンス方式」は、一定期間におけるキャラクターの使用許諾を行い、契約に基づくロイヤリティを収受するライセンスの方式で、契約期間にわたり、契約金額を各月に按分し、収益を認識しております。

連結計算書類

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

社債発行費は、償還期間までの期間で均等償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建ての金銭債権債務及び予定取引
金利スワップ	借入金、社債

③ヘッジ方針

主として内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ対象とヘッジ手段について相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっております。なお、為替予約取引のうち、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係が認められるものについては有効性の判定を省略しております。

(8) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

当社の連結計算書類の作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（株式会社サンリオの非上場株式）3,612百万円

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

非上場株式等の評価において、投資先の財政状態が悪化し、株式の実質価額が著しく下落した場合には、取得価額を実質価額まで減額しております。また、投資先の超過収益力を反映した価額で取得した株式については、取得時に把握した超過収益力が引き続き存続する場合に、投資先の純資産持分相当額に超過収益力を加味して株式の実質価額を算定しております。

非上場株式の評価において、投資先企業の投資時における超過収益力について毀損の有無を判断するに当たっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高（主に販売顧客数）であります。

主要な仮定である将来の事業計画に含まれる売上高（主に販売顧客数）の金額は、見積りの不確実性を有しており、当該主要な仮定が変動することに伴い、投資先の実績が事業計画を下回った場合には、超過収益力等の評価に影響を及ぼし投資有価証券評価損を計上する可能性があります。

連結計算書類

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 46,393百万円
2. 偶発債務
従業員の銀行借入に対する債務保証 4名 2百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 255,408,303株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	7,830	33.00	2025年3月31日	2025年6月10日
2025年11月5日 取締役会	普通株式	7,604	31.00	2025年9月30日	2025年12月4日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	9,214	38.00	2026年3月31日	2026年7月21日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 2,799,873株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、主要な通貨については原則として同一の外貨建ての債務をネットしたポジションについて当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引を利用しヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、主要な通貨については原則として同一の外貨建ての債権をネットしたポジションについて、当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約を利用しヘッジしております。借入金、社債は、主に設備投資等に、転換社債型新株予約権付社債は主に戦略投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で2年9か月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部についてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建て取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引、支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に従って行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、経理部及び各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、主要な通貨の外貨建て取引について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引を利用しヘッジしております。また、当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に基づき、これに従い経理部が取引を行い、経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、経理部所管の役員に報告しております。連結子会社についても、当社の為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に準じて、管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

連結計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,882	3,882	—
資産計	3,882	3,882	—
(1) 短期借入金	3,942	3,952	9
(2) 転換社債型新株予約権付社債	7,251	13,838	6,586
(3) 長期借入金	2,744	2,708	△35
負債計	13,938	20,499	6,560

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	3,612
関係会社株式	537

3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は458百万円であります。

連結計算書類

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他の有価証券 株式	3,882	—	—	3,882
資産計	3,882	—	—	3,882

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	3,952	—	3,952
転換社債型新株予約権付社債	—	13,838	—	13,838
長期借入金	—	2,708	—	2,708
負債計	—	20,499	—	20,499

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

連結計算書類

短期借入金並びに長期借入金

短期借入金並びに長期借入金は、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、固定金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

転換社債型新株予約権付社債

当社の発行する転換社債型新株予約権付社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					合計
	日本	欧州	北米	南米	アジア	
商品販売及びライセンス	95,219	11,551	27,596	3,289	37,641	175,299
テーマパーク	17,282	—	—	—	429	17,712
ロボット販売・賃貸	502	—	—	—	—	502
その他	561	—	—	11	—	573
顧客との契約から生じる収益	113,567	11,551	27,596	3,300	38,071	194,088
外部顧客への売上高	113,567	11,551	27,596	3,300	38,071	194,088

（注）「日本」セグメントにおける商品販売及びライセンスに含まれる当社の「報告ライセンス方式」の収益は9,053百万円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「4. 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

連結計算書類

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	253	346
売掛金	22,361	25,152
契約負債	6,170	6,779

(注) 契約負債は、主に契約の履行以前に顧客から受領した前受金に関するものであり、収益認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は5,259百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超	合計
当連結会計年度	4,830	1,876	6,706

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 128円49銭
- 1 株当たり当期純利益 45円33銭

当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議し、2026年4月1日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式への最低投資金額は、50万円付近で推移する状況が続いており、東京証券取引所が「少額投資の在り方に関する勉強会 報告書」で示した、個人投資家の求める投資単位の水準（10万円）を大きく上回っております。今回の株式分割は、当社への最低投資金額を引き下げ、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層を拡大することを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2026年3月31日（火）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式 255,408,303株
今回の分割により増加する株式数	普通株式 1,021,633,212株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式 1,277,041,515株
株式分割後の発行可能株式総数	4,650,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2026年3月13日（金）
基準日	2026年3月31日（火）
効力発生日	2026年4月1日（水）

(4) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更前の定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>9億3千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>46億5千万株</u> とする。

(3) 変更の日程

定款一部変更の効力発生日 2026年4月1日（水）

(業績連動型株式報酬制度の導入)

当社は、2026年5月29日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とする役員報酬制度の見直しを行い、現行の譲渡制限付株式報酬制度に代えて、新たに、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。以下「対象取締役」という。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年6月25日開催の第66回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議し、承認可決されました。

なお、本制度導入に伴う報酬等の額および内容決定に係る議案が本株主総会で承認可決されることを条件として、現行の譲渡制限付株式報酬制度については廃止し、以後新たな譲渡制限付株式の割当は行わないことといたします。ただし、既に付与した譲渡制限付株式は今後も存続します。

1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、対象取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、対象取締役が株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、現行の譲渡制限付株式報酬制度に代えて、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用します。本制度は、対象取締役の役位および業績目標の達成度等により当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を対象取締役に交付および給付（以下「交付等」という。）する制度です。本制度の導入により、当社の対象取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および本制度による「業績連動型株式報酬」により構成されることになります。
- (4) 当社は、役員報酬にかかる取締役会機能の独立性・客観性および説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、本制度の導入については、同委員会の審議を経ております。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が公表している長期ビジョンの実現に向けた持続的な企業価値の向上を図るため、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。なお、当初の対象期間は2027年3月31日で終了する事業年度から2029年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とする。）を対象として、当社が拠出する対象取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位および業績目標の達成度等に応じて対象取締役に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

(2) 信託期間

当初の信託期間は、2026年8月（予定）から2029年8月（予定）までの約3年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記(3)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

(3) 信託金額および本信託による当社株式の取得方法

当社は、対象取締役に對し交付等を行う当社株式取得のために、対象期間毎に拠出する信託金の上限を、600百万円としたうえで、かかる信託金を拠出し、対象取締役を受益者として信託期間3年間の信託（以下

「本信託」という。)を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、対象取締役に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、当社の取締役の退任時に、このポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において連続する3事業年度が新たな対象期間となり、本信託の信託期間を3年間延長します。当社は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）で信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役に對する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役に對する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 対象取締役が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法および上限

対象取締役に對して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位および職責に応じたポイントを付与し累積させ、対象期間終了後、当該累計値に業績目標達成度等（※）に応じた業績連動係数（50%～150%の範囲で変動）を乗じて算出されるポイント数により定まります。

1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

対象期間に関して対象取締役に對して付与されるポイント数の上限は、894,000ポイントとし、対象期間に関して対象取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」という。）。そのため、3事業年度を対象とする当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、894,000株となります。

この上限交付株式数は、上記(3)の当社が拠出する信託金額の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（※）当初の対象期間については、営業利益成長率、T S R および外部評価機関による評価等の非財務指標を業績評価指標とする予定です。

(5) 対象取締役に對する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した対象取締役は、原則として当社の取締役の退任時に、(4)に基づき算出されるポイント数の累積数に相当する数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切

捨て)について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に対象取締役が死亡した場合は、原則としてその時点で付与されている(4)に基づき算出されるポイント数の累積数に相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当該対象取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) 信託期間満了時の残余株式および配当金の取扱い

信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託留保金を超過する部分については、当社および対象取締役と利害関係のない団体へ寄附する予定です。

(9) 役員報酬の決定プロセス

本制度は、あらかじめ取締役会において制定した株式交付規程に基づき、対象取締役が付与を受けるポイント数を算定し交付等を受ける当社株式等の数を決定するものであります。また、当該算定結果および運用状況については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会に報告のうえ最終確定するプロセスを予定しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I. 流動資産	82,179	I. 流動負債	26,492
現金及び預金	51,498	支払手形	269
受取掛手形	319	短期借入金	2,444
売掛金	18,507	長期借入金	3,942
買掛金	8,555	未払法人税等	120
貯蔵品	0	未払消費税等	6,099
前払費用	377	賞与引当金	8,701
前未収の当	1,072	株主優待引当金	932
未倒引当	1,324	繰上り引当金	1,239
貸倒引当	6	繰上り引当金	1,520
	58	繰上り引当金	565
	459	繰上り引当金	15
	△0	繰上り引当金	640
II. 固定資産	48,890	II. 固定負債	11,068
有形固定資産	2,934	繰上り引当金	7,251
建物	1,150	繰上り引当金	2,744
構築物	0	繰上り引当金	389
機械装置	91	繰上り引当金	28
運搬具	0	繰上り引当金	654
工具器具	568	繰上り引当金	37,560
土壌改良費	550		
建設仮勘定	446	(純資産の部)	
無形固定資産	126	I. 株主資本	93,439
ソフトウェア	4,418	資本剰余金	10,261
ソフトウエア	639	資本剰余金	18,210
その他の資産	3,744	資本剰余金	2,764
投資その他の資産	14	資本剰余金	15,445
投資有価証券	20	資本剰余金	89,683
投資有価証券	41,537	資本剰余金	89,683
投資有価証券	7,921	資本剰余金	89,683
投資有価証券	7,996	資本剰余金	△24,716
投資有価証券	13,338		
投資有価証券	7,027	II. 評価・換算差額等	69
投資有価証券	969	その他の有価証券評価差額金	69
投資有価証券	4,711		
投資有価証券	△428		
資産合計	131,070	純資産合計	93,509
		負債・純資産合計	131,070

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			131,160
売上原価			36,653
売上総利益			94,506
販売費及び一般管理費			46,928
営業利益			47,578
営業外収益			
受取利息及び配当金	491		
有価証券の差益	124		
その他	567		
営業外費用	268		1,452
支払利息	59		
支払手数料	238		
支払金	97		
貸倒引当金の繰入	48		
その他	14		458
経常利益			48,572
特別利益			
固定資産売却益	0		0
特別損失			
固定資産処分損失	38		
減損損失	7		45
税引前当期純利益			48,526
法人税、住民税及び事業税	13,651		
法人税等調整額	52		13,703
当期純利益			34,822

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2025 年 4 月 1 日 残 高	10,261	2,764	1,873	70,295	△17,630	67,565
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△15,434	－	△15,434
当 期 純 利 益	－	－	－	34,822	－	34,822
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	△15,000	△15,000
自 己 株 式 の 処 分	－	－	13,571	－	7,914	21,486
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	13,571	19,387	△7,085	25,873
2026 年 3 月 31 日 残 高	10,261	2,764	15,445	89,683	△24,716	93,439

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2025 年 4 月 1 日 残 高	785	785	68,351
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	△15,434
当 期 純 利 益	－	－	34,822
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△15,000
自 己 株 式 の 処 分	－	－	21,486
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△715	△715	△715
事業年度中の変動額合計	△715	△715	25,158
2026 年 3 月 31 日 残 高	69	69	93,509

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

①商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②直営店商品

売価による棚卸高に商品分類別の原価率を乗じて算定しております。

③製作品及び仕掛品

個別法に基づく原価法

④貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、物流倉庫及び1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、退職給付信託及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) ポイント引当金

将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当事業年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約に基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品の納品時において、商品又は製品に対する支配が顧客に移転すると判断しておりますが、国内取引については、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

ライセンス事業における取引種別は、大きく「証紙ライセンス方式」、「報告ライセンス方式」及び「期間ライセンス方式」の3種に大別されます。「証紙ライセンス方式」は、当社が許諾を行った証として、許諾製品に直接貼付する証紙を発行するライセンスの方式で、商品又は製品の販売に係る収益と同様に証紙の出荷をもって、実出荷数に応じて収益を認識しております。「報告ライセンス方式」は、事前に承認された企画に基づき製造・販売された許諾品に関し、報告された実製造数や販売数に対してロイヤリティが発生するライセンスの方式で、ライセンシーより提出される「ロイヤリティ報告書」に記載の製造・販売報告数に基づいて計算された収益を認識しております。「期間ライセンス方式」は、一定期間におけるキャラクターの使用許諾を行い、契約に基づくロイヤリティを収受するライセンスの方式で、契約期間にわたり、契約金額を各月に按分し、収益を認識しております。

社債発行費は、償還期間までの期間で均等償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建ての金銭債権債務及び予定取引
金利スワップ	借入金、社債

(3) ヘッジ方針

主として内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ対象とヘッジ手段について相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっております。

なお、為替予約取引のうち、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係が認められるものについては、有効性の判定を省略しております。

7. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

8. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「ソフトウェア仮勘定」は878百万円であります。

会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

当社の計算書類の作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 3,612百万円

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

詳細につきましては、連結注記表「会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,612百万円

2. 偶発債務

(1) 下記、連結子会社のリース契約について保証を行っております。

(株) ココロ 189百万円

(2) 従業員の銀行借入に対する債務保証 4名 2百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 11,273百万円

長期金銭債権 14,110百万円

短期金銭債務 947百万円

計算書類

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	35,364百万円
仕入高	8,462百万円
営業取引以外の取引高	278百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	12,919,363株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

商品	11
契約負債	288
賞与引当金	479
株主優待引当金	178
未払事業税	528
減損損失	143
貸倒引当金	135
ソフトウェア	175
長期前払費用	279
その他	666
繰延税金資産 小計	2,886
評価性引当額	△387
繰延税金資産 合計	2,498

繰延税金負債

退職給付引当金又は前払年金費用	△1,523
その他	△5
繰延税金負債 合計	△1,528
繰延税金資産純額	969

関連当事者との取引に関する注記

1.子会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)サンリオエンターテインメント	東京都多摩市	100 百万円	サンリオピューロランド・ハーモニーランドの運営	所有 直接 100.0	6名	当社の商品の販売・ロイヤリティ取引	資金貸付 資金返済 債務保証	— — —	長期貸付金	13,330
子会社	(株)ココロ	東京都羽村市	495 百万円	ロボットの開発・企画・販売	所有 直接 100.0	4名	当社へのロボットの開発・企画	資金貸付 資金返済 債務保証	— — 189	貸倒懸念債権(その他(投資その他の資産))	780
									—	—	—
子会社	(株)Gugenka	新潟県新潟市	3 百万円	XR等を活用したデジタルグッズ制作・販売等	所有 直接 95.0	3名	当社へのコンテンツ・イベント企画制作	資金貸付 資金返済 債務保証	300 — —	短期貸付金	300

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

①(株)ココロへの貸倒懸念債権に対し412百万円の貸倒引当金を計上しております。

②(株)ココロのリース契約について、債務保証を行っております。

2.役員

属性	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	辻 朋邦	—	—	当社代表取締役社長	所有 直接 1.03	—	金銭報酬債権の現物出資	48	—	—
役員	大塚 泰之	—	—	当社専務取締役	所有 直接 0.04	—	金銭報酬債権の現物出資	28	—	—
役員	中塚 亘	—	—	当社専務取締役	所有 直接 0.04	—	金銭報酬債権の現物出資	28	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	77円12銭
2. 1株当たり当期純利益	28円91銭

当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記は、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月30日

株式会社サンリオ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	福田	悟
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	江村	羊奈子
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンリオの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンリオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月30日

株式会社サンリオ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 福田 悟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江村 羊奈子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンリオの2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

なお、金融商品取引法における財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」についても、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関しては、内部通報を端緒として、当社米国連結子会社のCEOを兼務していた当社の元取締役による不適切行為が判明いたしました。社内調査並びに特別調査委員会による調査の結果を踏まえ、監査等委員会は、かかる不適切行為が行われたものと認めます。上記を除いては、取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、期中で元取締役による不適切行為が確認されたことを受け、監査等委員会としましては、当社グループ全体における公正かつ適正な事業運営の遂行に向けた取り組みを引き続き確認してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月30日

株式会社サンリオ 監査等委員会

常勤監査等委員 奥 村 信 一 ㊟

監査等委員 大 橋 一 生 ㊟

監査等委員 森 川 紀 代 ㊟

(注) 監査等委員大橋一生及び森川紀代は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上